

# 6月29日労働審判に申し立て 山本さんを元職場に帰せ！

私たちは山本修さんへの不当な出向延長命令にたいして、6月29日労働審判に申し立てをおこないました。

会社は山本さんの「元職場に戻りたい」という思いをいっさい無視し、6月14日に出向延長を強要しました。それは『本人の理解を得る取り組み行う』という労働協約違反を承知の上でのことです。こんなことを許すならば54才以前の社員でも、会社の都合でいつでも出向に出され、延長もされることとなります。私たちはこうした会社の理不尽な暴挙を許すわけにはいきません。

山本さんは現在51才です。そして今回の事前通知では3年間の出向が通知されました。つまり3年後には54才原則出向となり、定年、専任社員も含めれば、これからの鉄道人生の14年間をSMTで働くこととなります。

山本さんは1986年広域異動で北海道から東京にやって来て、車両所の検修係から事務係として勤務していました。しかし事務のなかで唯一のJR東海労組合員だったため、管理者から事務室から机ごと出されるなどの嫌がらせを受け、1996年には新横浜事業管理所へ配転されました。事業管理所とは「人材活用センター」の流れで出来た余剰人員職場でした。そして1998年には事業管理所も縮小され、会社のリストラにより新横浜ステーション開発へ若年出向しました。そして3年前、山本さんは「事務係として元職場に戻りたい」という思いも無視され、SMTへと出向しました。

そして会社は山本さんに理解を得るどころか、「希望を聞きに来たわけではない、延長を伝えに来た」（渥美係長）、「私が判断するなら車両所にはしません」（田辺担当課長）などと、初めから出向延長を強要したのです。

## 『出向延長異議通知書』を通知！

山本さんは、やむを得ず7月1日を迎えこれまで通りSMTに出勤します。しかし会社の不当な出向命令に同意していません。そのため6月28日新幹線鉄道事業本部長にたいして『出向延長異議通知書』を通知しました。

その内容は「自分の意志を無視した出向命令は無効である。混乱を避けるため出向先の勤務は継続するが、命令を承諾したものではない。出向延長命令の無効を求め法的手続きをとる。」というものです。

組合員のみなさん！多くの仲間みなさん！労働協約を無視した会社の暴挙を許さず、山本さんを元職場に帰すために共に立ち上がりましょう！